鳥取市保育所等における業務効率化推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市保育所等における業務効率化推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、保育所等における業務効率化推進事業実施要綱（平成２８年２月３日雇児発０２０３第３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、保育所等に対して補助金を交付することにより、保育士の業務負担の軽減を図るとともに事故防止対策の強化を図り、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

（補助対象者）

第３条　本補助金の対象となる者は、保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く。）を運営する者とする。

（補助対象事業及び経費）

第４条　本補助金の対象となる事業は、別表第１欄に掲げる事業とする。

２　本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第１欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第２欄に掲げる経費とする。

（補助金の算定等）

第５条　本補助金の額は、補助対象経費の額から本補助金以外の寄附金その他の収入額を控除した額（１，０００円未満の端数はこれを切り捨てる。）で算定し、別表第３欄に掲げる額を限度として、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第６条　規則第４条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第７条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（１）本補助金の増額

（２）本補助金の２割を超える減額

（実績報告の時期等）

第８条　規則第１２条に定める実績報告は、補助事業の完了日又は中止若しくは廃止の日から３０日を経過する日と補助事業の完了日が属する年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日までに行わなければならない。

２　規則第１２条の報告書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（財産の処分制限）

第９条　規則第１６条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

２　規則第１６条第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具

（２）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第１０条　補助対象事業を行った者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から５日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

２　前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、健康・子育て推進局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年１２月８日から施行し、平成２８年度の補助金から適用する。

別表（第４条、第５条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助限度額
保育業務支援システム導入事業	対象施設における保育士の業務負担の軽減に資する機能を有した保育業務支援システムの導入のために必要な購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及びその消費税	１か所当たり　1,000,000円
事故予防等のためのビデオカメラ設置事業	事故予防及び事故後の検証のためのビデオカメラの設置のための購入費、リース料、保守料、工事費及びその消費税	１か所当たり　100,000円